

# 選定療養費が改定となります

地域医療支援病院である当院では、他の医療機関からの紹介状をお持ちでない患者様には、診療費とは別に選定療養費をご負担いただいておりますが、令和4年10月1日より診療報酬改定に伴い、選定療養費の金額が下記のとおり変更となります。

	対象者	改定前 令和4年9月30日まで	改定後 令和4年10月1日から
初診時 選定療養費	初診時に、他の医療機関からの紹介状を持たれずに受診された場合	医科 5,500円(税込) 歯科 3,300円(税込)	医科 7,700円(税込) 歯科 5,500円(税込)
再診時 選定療養費	状態が落ち着き、当院担当医が他の医療機関へのご紹介を申し出た後も、当院での診療を希望し受診された場合	医科 2,750円(税込) 歯科 1,650円(税込)	医科 3,300円(税込) 歯科 2,090円(税込)

(国の公費負担医療制度受給者や、交通事故、労災などは除きます)

この取り組みは、厚生労働省が地域の医療機関との機能の分化および連携の更なる推進を図るため、一定規模の医療機関に対して設定しているものです。

ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。